

## 第四部 大学等および質保証機関等との連携

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という）の第4期（2019～2023年度）中期目標には、1. 大学等の評価、2. 国立大学法人等の施設整備支援事業、3. 学位授与、4. 質保証連携、5. 調査研究、の5本柱が建てられている。機構は、発足以来、日本内外の大学等および質保証機関との連携・協力による高等教育の質保証に関する諸活動を通じて、わが国の大学等の教育研究の質向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際的通用性の確保に貢献してきた。このためには、大学等の評価事業、国立大学法人等の施設整備支援事業、学位授与事業および調査研究を実施するだけでなく、大学等や質保証機関等との質保証に関する連携・協力が不可欠である。

### 第1章 大学等連携・活動支援

大学等の質保証には、大学等自身による自主的かつ自律的な自己点検・評価およびそれに基づいた第三者評価が必要である。大学評価事業を推進するにあたり、機構（当時、大学評価・学位授与機構）は、大学等には従来からの「教育研究文化」に加えて「評価（質保証）文化」の必要性を強調した（pp.9-10）。このため、評価（質保証）に関わる人材の育成が、各大学等にとっては重要なテーマとなった。さらに、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合にともなって、センターが担っていた運営基盤の強化に対する支援も、機構の重要なテーマとなった。両者は、それぞれ個別に実施されるものではなく、教育研究活動と経営の両面から、シナジー効果を高めることが重要である。

#### 第1節 大学等との連携

中期目標には「①大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する」と記載されている。すなわち、教育研究の質保証に関する情報を収集、整理、提供するのみならず、質保証に貢献する人材の育成や能力向上に貢献することが謳われている。たとえば、機構が実施している大学機関別認証評価の目的が、「1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。」と掲げられているが、この目的を達成するためには、機構の評価を通じた外部からの大学への働きかけのみならず、大学内部での質の保証・向上の支援を図るための人材育成や、社会一般の種々のステークホルダーに対する働きかけが必要である。その意味で、質保証連携事業は、評価事業と表裏一体となる極めて重要な事業である。

大学機関別認証評価の効果について、1・2巡目の取組を縦断的に分析した研究<sup>1)</sup>からも、目的の「3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること」について、「達成された」と感じている大学は少ないことが指摘されており、大学等と連携し、その改革を支援していくことが機構に望まれている。本事業は、機構（統合前、大学評価・学位授与機構を含む）の第3期中期目標期間（2014～2018年度）においては「②質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、質保証に関わる人材の能力

向上に資する活動を行う」からの継続性がある事業である。それ以前より、大学等との連携は、研究開発部（旧評価研究部）が主導し、評価事業部と共に積極的に行ってきた。ここで、代表的な取組を振り返ろう。

最初に、「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会」<sup>(2)</sup>の活動を取り上げる。この研究会のきっかけとなるテーマは、評価結果を大学内で改善・向上に結びつけるための方策を考えるという、質保証連携事業の源流となったものである。大学における評価結果の中で親しみやすいものからの取組として、授業評価の結果を有効に活用するための方策を考えるものであった。この研究会報告の中で、2006年8月8日に行われた講演会の記録を紹介する。この講演会では、「授業評価で大学をどう変えるか —アメリカにおける取組みと成果—」というタイトルで、2名のゲストスピーカーが登壇した（写真4-1）。講演は、ピーター・セルディン博士（Dr. Peter Seldin, Distinguished Professor, Pace University）“USING COURSE FEEDBACK FROM STUDENTS TO IMPROVE TEACHING（学生による授業評価が授業改善につながる時）”と、エリザベス・ミラー博士（Dr. Elizabeth Miller, Associate Professor, Northern Illinois University）“USING EVALUATION STRATEGIES TO IMPROVE TEACHING（授業改善に結びつく評価方針とは）”であった。この講演会には、全国から173名の参加があり、授業評価結果を教員へフィードバックする際の手法、評価方法、評価項目および実施時期など授業評価の取り組み方等についての話題提供があった。さらに、2～3名の小グループに分かれて解答を考えるクイズや、授業評価結果のフィードバック方法についてのデモンストレーションもあり、参加者全員が主体的に授業評価を考える絶好の機会となった。

写真4-1 ピーター・セルディン博士（Dr. Peter Seldin）と講演スライド（抜粋和訳）



<p><b>授業改善のための教員との話し合い</b></p>
<p><b>ガイドライン:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ お互いに信頼と尊敬を示し合う</li> <li>■ 教員の教え方やゴールに照らして意見を述べることを推奨する</li> <li>■ 教員の性格でなく授業への取組みを中心とした話し合いを行う</li> </ul>

セルディン博士は、「ティーチング・ポートフォリオ」<sup>(3)</sup>という授業評価結果等も含む教員の教育記録についての専門家であったこともあり、その後の「評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会」の活動は、その普及が一つの柱となった。すなわち、日本の大学に対してワークショップ等を通じて、いかにして大学のファカルティ・ディベロップメント（FD）を進めるかという実践研究が主流となり、その成果として「日本におけるティーチング・ポートフォリオの可能性と課題 —ワークショップから得られた知見と展望—」報告書<sup>(4)</sup>が出版された（2009年）。さらに、「ティーチング・ポートフォリオの定着・普及に向けた取り組み—効果検証・質保証・広がり—」報告書<sup>(5)</sup>では、「アカデミック・ポートフォリオ」という教育活動全体へと広がり、大学院生等も対象となっている（2014年）。

大学評価全体の目標・計画の作成支援として行った事業として、Evaluability Assessment（EA）研究会の活動がある<sup>(6)</sup>。EAとは、アメリカ合衆国の政策評価において開発された手法で、

事後評価を行う前に事業実施過程で、評価に必要な体制や条件が整っているかどうかを診断し、必要であれば不足を補い、自己評価力を向上させることを目的に作られたものである。EA研究会の活動の詳細は、第五部 第2章 第2節 (p.84) で紹介する<sup>(7)</sup>。

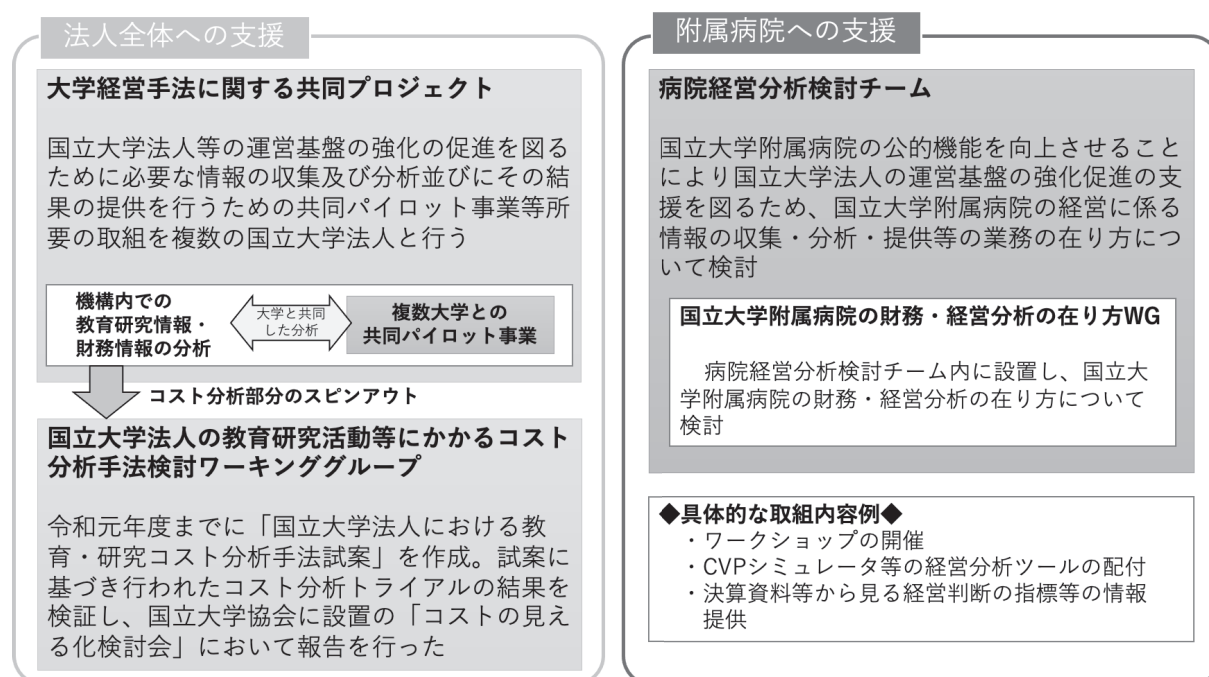
その後も、大学との連携による質保証人材の育成は推進されており、人材育成セミナーとして「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」(2019年11月)、「大学等のIR実務担当者向けワークショップ」(2020年1月)に対象者を限定して、効果的な人材育成をめざして、毎年度実施されている。

## 第2節 国立大学法人の運営基盤強化促進の支援

運営基盤強化促進の支援は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の改正〔2019年(令和元年)5月24日〕により、新たに機能強化された業務の一つである。大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合にあたり、教育研究活動と経営の両面から、大学の諸活動の質向上に貢献することが求められる中で、両者の既定業務の確実な推進を前提として、シナジー効果を高めることを基本方針として合意されたことが、この業務の出発点である。

この業務は、国立大学法人全体への支援と国立大学附属病院への支援の二つに大きく分かれる(図4-1)。民間に近い独立採算の病院と、そうでない国立大学法人全体の会計は分けて考えるのが適当である。

図4-1 国立大学の運営基盤強化促進事業



新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、大学を取り巻く環境は大きく変わった。とくに、国立大学附属病院は、その影響を経営面で多大に受けた。国立大学附属病院への支援として、病院が資金計画の現況を適時に把握し、数か月先の資金需要を予測できるよう、機構は「CFチェッカー(キャッシュフローチェッカー)」を開発し、全国の国立大学附属病院へ提供した。

国立大学法人全体の経営についても、教育研究情報や財務情報を積み上げ、分析することは引き続き重要な意味をもつ。とくに、運営基盤を強化するには、大学それぞれが直面している課題



に対応する必要があるため、意を同じくする大学と共同して取り組み、そこで得られた結果を提供できるよう、取組を進めている。

### 参考文献等

- (1) 渋井進、浅井美紀（2021）大学機関別認証評価に対する大学の意識の変化—1巡目と2巡目の大学へのアンケート調査による比較— 大学評価・学位研究 第22号 pp.41-59
- (2) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究会（2007）『評価結果を教育研究の質の改善・向上に結びつける活動に関する調査研究報告書』
- (3) ピーター・セルディン、大学評価・学位授与機構監訳、栗田佳代子訳（2007）『ティーチング・ポートフォリオ作成の手引き 大学教育を変える教育業績記録』 玉川大学出版部
- (4) [https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/05/27/houkokusho\\_tp200903.pdf](https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/05/27/houkokusho_tp200903.pdf)
- (5) [https://www.niad.ac.jp/n\\_shuppan/project/\\_icsFiles/afieldfile/2014/07/07/no9\\_20140707TP.pdf](https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2014/07/07/no9_20140707TP.pdf)
- (6) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構（2012）『Evaluability Assessment 研究報告書：大学の質保証力向上のための理論と実践』
- (7) 第五部 第2章 第2節 pp.84-85

## 第2章 大学ポートレート

インターネットの普及により、いまや情報検索が即時にできるようになった。わが国では、情報公開法が施行され（2001年）、公費が投入されている機関には、業務上の情報の社会への開示が義務づけられている。大学においても、自主的にホームページなどで積極的に情報が公開されている。一部の国では、大学の活動に関する情報を評価機関に提供することを、質保証の枠組みの中で義務づけ、社会に公開している事例もある。

文部科学省が公表した「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」〔2011年（平成23年）8月〕の中で、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築をめざして、国公立大学すべてを視野に入れた「大学ポートレート（仮称）」システムの整備が提案された。このシステム構築のために、文部科学省は、2012年2月から、大学評価・学位授与機構（当時）を事務局として、国公立大学関係者と有識者による準備委員会を組織して検討を進めた。その結果、2013年度から国公立大学の学校基本調査によるデータを公表するとともに、2014年度には、国公立の大学が「大学ポートレート」を通じて基本的な情報を公表することとなった。

情報の収集に関して、国立大学については、大学評価・学位授与機構が、「大学情報データベース」により、国立大学法人評価に使用する情報の収集・蓄積してきた（2012年度からこのシステムのためのデータ収集は停止）。公立大学・公立短期大学については、公立大学協会および全国公立短期大学協会が、各大学の基本情報を収集し、それぞれのホームページ上で公表していた。私立大学・私立短期大学については、日本私立学校振興・共済事業団が、「学校法人基礎調査」等を通じて、情報を収集し、事業団内に設置するデータベースに蓄積してきた。

大学ポートレートは、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みとして、表4-1に示した三つの役割を担っている。すなわち、ステークホルダーに対する情報の発信のみならず、大学自身が情報を分析し、その教育研究の質の向上・改善に資することを目的としている。

表4-1 大学ポートレートの役割

- 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- 大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

大学ポートレートは、偏差値などで大学を比較するためのものではない。それぞれの大学がどのような個性・特色を有しているのか、どのような教育が行われているのかを把握するためのツールである。公表される教育情報は、大学自らが責任をもって提供する情報であり、大学進学希望者をはじめ、政府、企業、大学等の様々な関係者など、社会の各分野でそれぞれの用途に応じて広く活用されることが期待されている。大学の自主自律の精神を尊重しつつ、大学ポートレートが大学の教育情報の公表の共通枠組みという社会インフラとしての役割を果たすべく、関係者からの要望も踏まえつつ、継続的に改善・充実に取り組んでいく必要がある。

このような大学情報公表の背景には、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」〔2010年（平成22年）6月に公布〕に基づき、2011年4月1日から、各大学において、9項目にわたる情報の公表が義務づけられたことがある（学校教育法施行規則第七十二条第二項）。これらの項目の公表については、基本的には、各大学が自主的・自律的に教育情報の活用・公表に取り組む活動の一環として実施すべきこととしているが、大学ポートレート準備委員会では、各大学を支援する大学団体の活動を重視し、さらに、大学団体が連携して教育情報の活用・公表の共通基盤を整備することが適当であると判断した。2014年度以降「大学ポートレート」は、設置形態ごとの大学団体、評価団体、日本私立学校振興・共済事業団等の関係する事業を行う団体、および有識者からなる運営会議のもとで、自律的に運営することになっており、この運用は「大学ポートレートセンター」が行っている。

大学における教育研究情報の公表は大学の社会に対する責務であるが、情報公表の義務化は、教育研究の質の向上を図る機会として捉えることが肝要である。大学ポートレートでは、すべての大学が共通して公表する教育情報として、学校教育法施行規則に規定する9項目とともに、大学に対する第三者評価（認証評価、国立大学法人評価、公立大学法人評価など）の結果も含めた。これらに加えて、大学進学希望者等に関心の深い学生寮の整備状況や各大学、学部・研究科等の特色等を盛り込んである。とくに、各大学における「入学者受入れの方針」「教育課程編成実施の方針」「学位授与の方針」という三方針を的確に定めて公表することに重点をおいて、それらの根拠となる情報が掲載されている。その一方で、入試方法別の合格者数・入学者数、中退率、卒業・修了後の状況等をすべての大学が共通して発信する教育情報として位置づけることは、今後の検討課題となっている。また、公表情報を大学ポートレートに直接掲載するだけでなく、各大学のウェブサイトへのリンクをおいて、利用者が参照できるようになっている。また、大学教育の国際化が進むなかで、大学ポートレート（国際発信版、英語版）が、2018年10月から、教育情報の提供を開始し、2020年10月からは中国語対応も実現した。

主要なステークホルダーの一つである大学進学希望者やその保護者の関心の高い項目（たとえば、入学試験関連の諸データ）については、すべての大学が共通して発信すべき教育情報と位置づけるべきであるという意見も多い。しかし一方で、画一的なランキング化する懸念も根強くあ

る。したがって、画一的なランキングにはならないように、数値のみの表示ではなく、文字情報との組み合わせによる工夫や、図やグラフの活用などが図られている。

現在の大学ポートレート (<https://portraits.niad.ac.jp/index.html>) は、国公立の大学・短期大学1,000校以上が参加する教育情報を公表しているウェブサイトである。大学・短期大学の基本情報に加えて、入口（入試）から中身（教育課程、教員、学生）、出口（進路）までの情報、学生生活を送る拠点となる「キャンパス」の情報や学生生活を支える「費用及び経済的支援」に関する情報について、文字情報、数値情報、グラフ、画像、大学ウェブサイトへのリンクなどを用いて提供している。検索機能については、簡易検索と詳細検索が設けてある。簡易検索では、「学校名」「学部・研究科名」「学科・専攻名」「キャンパスの所在地」による検索が国公立大学を通じた共通枠組の中で可能であり、詳細検索では国公立および株式会社立大学それぞれにおいて、適当な検索項目が設定できるようになっている。

### 第3章 認証評価機関連絡協議会

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。当時、大学評価・学位授与機構）は、認証評価制度が2004年度に始まって以降、機関別認証評価として大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価（2011年度をもって終了）および高等専門学校機関別認証評価を、分野別認証評価として法科大学院認証評価を実施してきた。2021年度現在、機関別認証評価については、機構のほか、大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会（2020年4月に短期大学基準協会から名称変更）、大学教育質保証・評価センター（2019年8月に発足）の5機関が実施している。

各認証評価機関はそれぞれ独自の基準で評価を実施していた。中央教育審議会大学分科会（2009年）が、公的な質保証システム（設置基準・設置認可審査・認証評価）に関する課題を整理した報告書「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」では、認証評価機関間の連携を検討課題の一つとしてあげた（表4-2の下線部分に注目）。

表4-2 中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告（抜粋）

<p>1 公的な質保証システムに関する経緯と課題</p> <p>(5) 公的な質保証システムに関する検討課題例</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 各認証評価機関の連携による取組を進めていく観点から、当面、以下の事項について順次対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>認証評価関係者の研修を行っていくための認証評価機関間の連携の推進。</u></li> <li>• <u>認証評価の実務に資するための研究の実施と成果の共有。</u></li> <li>• 自己点検・評価については、学内の情報を集約・分析するための部署や担当者の配置等、各大学において具体的な取組の工夫を検討。</li> </ul> <p>(後略)</p>
--

この報告書を受けて、当時、機関別認証評価を実施していた4機関（大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構、短期大学基準協会）は、わが国の高等教育における質の保証に向けて評価文化の一層の醸成を図るとともに認証評価機関間の連携および情報の共有を促進するため、認証評価機関連絡協議会（以下「協議会」という）を設置することとし、分野別認証評価を行う認証評価機関にも参加を呼びかけた。その結果、協議会が、10認証評価機関の参加



表4-3 認証評価機関連絡協議会参加機関一覧（2021年5月現在）

公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会
公益財団法人日弁連法務研究財団	特定非営利活動法人国際会計教育協会
一般財団法人日本助産評価機構	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
一般財団法人教員養成評価機構	一般社団法人日本技術者教育認定機構
一般社団法人専門職高等教育質保証機構	公益社団法人日本造園学会
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	一般財団法人大学教育質保証・評価センター

によって発足（2011年1月）し、2021年5月現在、表4-3に示す14機関から構成されている。

協議会の活動は、各認証評価機関の自主性・自律性や特色、理念を前提としつつ、認証評価の充実に向けた連携や認証評価に関する情報の共有を行うことを目的としている。協議会の委員は各機関の評価担当理事（副会長、理事等）1名で、議長（任期、2年）は、委員の互選により選出される。当機構が発足時より協議会の事務局を担っている。協議会の検討課題（表4-4）について、ワーキンググループが設置され、その調査・検討の状況を適宜、協議会に報告している。検討課題として取り組んでいる内容の概要を以下に説明する。

表4-4 認証評価機関協議会の検討課題

<p>(1) 評価者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実</li> <li>• 認証評価制度の一層の周知</li> </ul>
<p>(2) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築</li> <li>• 学内のIR機能の充実</li> <li>• 認証評価に積極的に取り組む大学等の評価</li> </ul>
<p>(3) 評価活動の新たな方向性の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有</li> <li>• 評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討・研究</li> <li>• 社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方の検討</li> <li>• 国内外への情報発信のあり方の検討</li> </ul>

## 第1節 主な取組

### (1) 評価者の資質の向上：評価担当職員研修の実施

認証評価機関の間で職員同士の連携および情報共有の促進と職員の資質向上を目的とし、毎年度評価担当職員研修を実施しており、各認証評価機関から多くの職員が参加している。

2019年度の研修は「初心者クラス」と「経験者クラス」を設けた。「初心者クラス」では、認証評価制度の概要についての講演後、講演で得られた課題や気づきを踏まえたグループディスカッションを実施して認証評価についての理解を深めた。「経験者クラス」では、テーマに沿った討論を実施して各機関が抱える課題等について活発な意見交換を行った。文部科学省から高等教育政策の最新の動向に関する講演も行われ、研修全体として認証評価制度に関する理解および認証評

価機関間の情報共有につながるものとなった。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況により中止となったが、2021年度には参加機関の協力もあり、オンライン形式で開催し、文部科学省からの講演、初任者向け講演、経験者向け講演を動画配信した。

## (2) 評価者の資質の向上：認証評価制度の周知

協議会の検討課題となっていた認証評価制度の周知については、2012年3月、機関別・専門職大学院の評価区分の違いを超えて、当時の協議会参加10機関が共同して行う記者発表（写真4-2）を実施し、これまでの認証評価の実施状況や2011年度に実施した認証評価結果（概況）、大学教育の改善事例等を紹介した。

### 写真4-2 共同記者発表の様子



共同記者発表のほか、認証評価に対する社会的認知度向上のための効果的な情報発信の方策を考えるために、報道関係者および高等学校関係者と意見交換会（2013年10月）を実施した。高等学校関係者向けには、以下の説明会等において、認証評価について情報発信を行った。

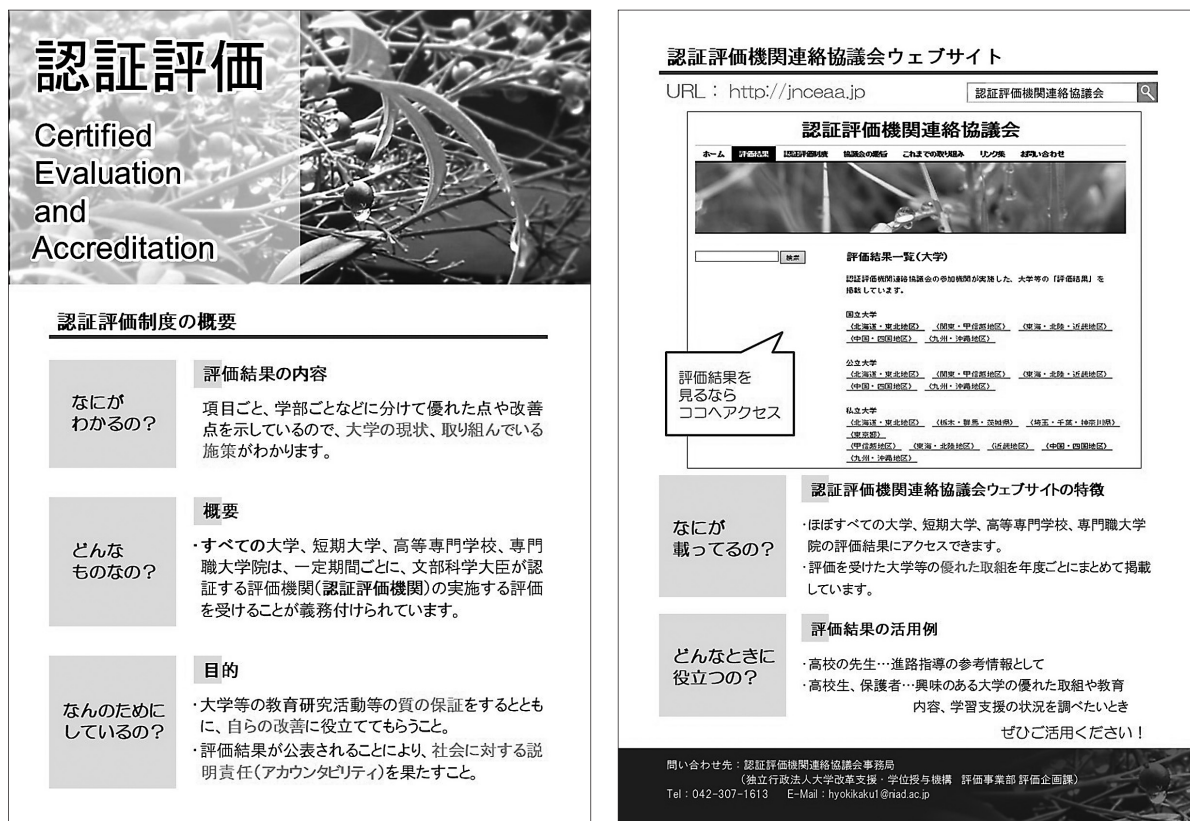
- 2014年3月 第36回進路学習セミナー（主催：全国高等学校進路指導協議会）
- 2014年8月 主要大学説明会（主催：東京大学）
- 2015年5月 2015年度東京都高等学校進路指導協議会 研究協議大会  
（主催：東京都高等学校進路指導協議会）

高等学校関係者に対しては、進路指導の際の大学選びの参考とするために、認証評価結果から興味のある大学等の優れた取組や教育内容、学習支援の状況等を知る手がかりとすることを目的として、協議会のリーフレット（写真4-3）を作成した。このリーフレットは、全国高等学校進路指導協議会、全国高等学校長協会、全国高等学校PTA連合会に配布（2016年9月）するとともに、文部科学省初等中等教育局メールマガジン「初中教育ニュース」（2016年9月）にリーフレットの紹介と活用について寄稿した。

協議会ウェブサイト（2015年4月開設）では、設置形態別・地域別の評価結果一覧や認証評価制度に関する情報を発信している。2017年3月にはウェブサイト英語版も作成・公開した。



写真4-3 認証評価機関連絡協議会リーフレット



(3) 評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策：大学ポートレートを活用した共通基礎データの提供

大学ポートレート（第2章 pp.62-64参照）による国公立大学の教育情報の公表が開始された（2014年3月）。中央教育審議会大学分科会大学教育部会における「認証評価における大学ポートレートの活用」に関する意見を受けて、協議会は大学ポートレートセンターに対し、大学ポートレートにおけるデータの収集・蓄積の要望（2016年3月）を行ったところ、同センターは可能な範囲で収集・蓄積の実施を決定した。

大学ポートレートの活用を見据え、認証評価機関が共通で活用できる統一フォーマット「共通基礎データ」の様式およびその提供方法について協議会で決定（2017年3月）し、2018年度からの認証評価より活用を開始した（参考資料集 図1-22 p.14）。活用開始にあたっては、各認証評価機関による受審予定大学向けの説明会において「共通基礎データ」様式の使用について説明を行った。2019年度からは、大学機関別認証評価を受審する大学ポートレート参加機関を対象に、システムに整備された認証評価「共通基礎データ」様式の出力機能の提供を開始した（参考資料集 図1-22 p.14）。

(4) 評価活動の新たな方向性の検討等：関係団体との意見交換

協議会の下に置くワーキンググループにおいて、分野別評価を行う7団体（日本技術者認定機構、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構、日本歯科医学教育学会、日本私立歯科大学協会、日本看護系大学協議会、専門職高等教育質保証機構）を招き、機関別認証評価と分野別評価の関係について意見交換を行った（2018年1月）。認証評価の課題については、毎年度、文部科学省と意見交換を行っている。

## 第2節 今後の協議会について

学校教育法の一部を改正する法律が施行され、2020年4月より認証評価において教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務づけられた。さらに、中央教育審議会大学分科会に質保証システム部会が設置され（2019年3月）、わが国の高等教育の質保証システムの在り方について審議されており、認証評価を取り巻く状況は刻々と変化している。2020年8月の質保証システム部会（第3回）においては、機構は協議会の事務局として認証評価機関における現状と課題について説明を行った。協議会の事務局である機構としては、参加機関と協力・連携を図りつつ、認証評価機関にとってより良い制度となるよう、引き続き関係機関との連絡・調整に努めたい。

# 第4章 国際連携・活動支援

高等教育の国際化・グローバル化は目覚ましいテンポで進展している。評価や質保証も、もはや国内だけでは完結しない。制度や手順において、国際的通用性が強く求められる時代になっている。このような趨勢を機構は早くから認識し、国際連携に向けた取組を展開してきた。

## 第1節 国際的な質保証活動への参画

大学教育の国際化という趨勢に沿って、機構は質保証のあり方を国際的な視点で捉えてきた。質保証活動での国際的連携は、次の三つの領域で進められた。海外諸国の質保証機関との交流、質保証の分野で形成されている国際的ネットワークへの参画、そして「キャンパス・アジア」事業でのモニタリングである。

### 1. 各国の評価機関との交流推進

高等教育の発展のために、多くの国々で質保証機関が設置されている。どの質保証機関に対しても、グローバル化時代の高等教育に伴う諸問題は共通した大きな課題である。共同学位（ダブルディグリー、ジョイントディグリーなど）や海外キャンパスなど、複数の国・地域の大学による国際共同教育が進展しているが、その質保証には、各国の機関が国境を超えて協力して取り組む必要がある。

以上のような事情から、他国の質保証機関と交流して、経験・知見を交換する一方、共同作業に向けてわが国の高等教育への信頼を醸成することはきわめて重要である。そこで、機構は、早くから海外の質保証機関との交流に積極的に取り組んできた。

機構は、英国高等教育質保証機構（QAA）と交流に関する覚書を締結（2007年2月）し、種々の連携活動を展開した。この覚書締結は、連携活動の前提としてQAAから提案されたものであったが、機構の国際的な存在感の向上に大きく貢献したばかりではなく、今や、各国の質保証機関の交流協定に基づく連携活動の原型となっている。QAAとの連携活動の中で、特筆に値するのが、機構が作成した『高等教育に関する質保証関係用語集』での協力である。これは、日本の高等教育・質保証制度に関係する専門用語を取りあげ、日英両語で解説したものである。わが国の教育情報の海外発信を大きく前進させるとともに、国際化を進める日本国内の諸大学にも大いに裨益するものであった。この用語集の作成にあたっては、QAAからは内容、表現等の各面で種々の貴重な支援を得た。この用語集は、各高等教育機関においても、海外に向けて日本の制度

を英語で説明する際や、評価業務に対する関係者の理解促進、学内でのFD・SD活動などに広く活用された。このため、2021年には第5版 ([https://www.niad.ac.jp/media/008/202107/NIAD-QEGlossary\\_5thedition.pdf](https://www.niad.ac.jp/media/008/202107/NIAD-QEGlossary_5thedition.pdf)) を出版するまでに至っている。

QAAとの交流協定締結に始まり、現在までに、ヨーロッパ6機関、アジア・太平洋地域8機関、合計14機関と交流覚書を締結(表4-5)しており、機構の国際交流は、大きな広がりを見せている。なお、アメリカ合衆国など北米の質保証機関との覚書締結が見られないが、同地域では評価制度が州別・民間主体などの特徴をもつ一方、機構は国レベルでの交流を前提としていたためである。しかしながら、北米は世界の高等教育動向の中心地の一つであり、機構は、米国高等教育アクレディテーション協議会国際質グループへの加盟(2013年)、いくつかの州の質保証機関との交流など、北米とも活発な連携活動を推進した。

表4-5 海外の覚書締結機関一覧

締結年月	機 関 名
2007年2月	英国高等教育質保証機構(QAA)
2007年9月	中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC)
2010年3月	香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)
2010年6月	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)
2010年6月	オランダ高等教育国際協力機構(Nuffic)
2010年8月	韓国大学教育協議会韓国大学評価院(KCUE-KUAI)
2011年3月	マレーシア資格機構(MQA)
2011年3月	インドネシア国立高等教育アクレディテーション機構(BAN-PT)
2011年3月	フランス研究・高等教育評価高等審議会(Hcéres) [締結時:AERES]
2011年6月	台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)
2014年5月	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)
2015年10月	ドイツアクレディテーション協議会(GAC)
2016年3月	タイ全国教育水準・質評価局(ONESQA)
2020年1月	イタリア学術移動・同等性情報センター(CIMEA)

機構は、2007年に国際交流の基本方針として、「大学評価・学位授与機構評価事業部国際交流に関する方針」を策定した(参考資料集 表4-21 p.27)。これは国際交流全般にわたる方針を定めたもので、海外の質保証機関との交流に関しても明快な戦略が定められている。ここでは、対象地域をアジア太平洋地域とヨーロッパに分けて、それぞれ交流相手と取組内容、さらに目ざす目標を明確にしてある。

## 2. インフォメーション・パッケージとQA Updates - International

インフォメーション・パッケージは、高等教育分野における質保証について、高等教育制度も含めた関係用語や制度・歴史等の基本情報、具体的な評価事業の情報を一元的に提供するためのツールである(表4-6、p.70)。

基本的なコンセプトを具現するために、このパッケージ作成にあたり国内外の公的機関の協力による組織的かつ継続的な情報発信体制を整備した。質保証に関する基本情報と評価等の具体的な情報を、パッケージ形式で一元的に発信することで、わが国の質保証に対する理解の増進を図るとともに、情報の受け手における情報収集の効率化や、国際的な情報発信の支援のためのツールとして活用を期待した。



表4-6 インフォメーション・パッケージの基本的コンセプトと収集資料

<p>基本的なコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●組織の統一見解に基づく一貫性のある情報</li> <li>●断片的ではなく集約された情報</li> <li>●公式なものとして発信する信頼性のある情報</li> <li>●新しい状態に保たれる更新性を備えた情報</li> </ul>	
<p>収集資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高等教育に関する質保証関係用語集：我が国の高等教育制度、質保証制度及び当機構の評価制度に関する用語の定義・解説を日英2ヵ国語で収録。</li> <li>○諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：我が国の高等教育制度及び質保証制度の基本的な情報を日英2ヵ国語で集約。用語集で得た情報を基礎として、制度全体を俯瞰しながら理解深化を図る。さらに、各国の高等教育制度および質保証制度の基本情報を収録。</li> <li>○大学改革支援・学位授与機構の評価関係資料：評価に関する具体的な情報として、当機構の行う認証評価の基本資料である大学機関別認証評価実施大綱、大学評価基準等の各英訳版を収録。</li> </ul>	

インフォメーション・パッケージに関しては、国際ワークショップをバンコク（タイ）で開催した（2010年3月2日）。このワークショップは、機構、QAAおよび中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）の三機関共催の下、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）およびタイ全国教育水準・質評価局（ONESQA）の後援を得て実施した。これは、APQN2010総会のプレカンファレンスワークショップとしたことから、アジア太平洋地域の質保証機関関係者を中心に、19カ国・地域および三つの国際機関より総勢77名の参加があり、好評であった。とくに、APQN会長等からは、機構がAPQNの会員機関として国際的な質保証をリードするような主体的な活動に対して称賛の声があった。この取組は、後述（p.72）のように、APQNクオリティ・アワードを受賞した。

QA Updates - Internationalは、海外主要国の高等教育や質保証制度に関する基本的な情報を紹介するとともに、海外の質保証の仕組みや関連政策の最新動向を記事にして配信するウェブサイトである（<https://qaupdates.niad.ac.jp/>）。

### 3. 高等教育・質保証についての情報・知見の交換

機構は、英国や中国などのわが国と関係の深い国の質保証機関等との間で連携協力活動を行っている（表4-5 p.69）。それぞれの国では、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、さまざまな質保証システムが構築されている。そのため、言語や国境の壁を超えて実効的な関係を構築する上で、質保証制度やその背景となる高等教育制度などについて、効果的な情報交換を通じて協力機関同士の相互理解を深めることが不可欠である。

機構は、大学等の評価に携わる人材の育成と日本の高等教育における評価文化の定着のために、2007年度から、国内外の講演者を招聘して「大学評価フォーラム」を毎年開催してきた。2014年度からは、大学における教育研究活動の質保証の取組をより一層推進する目的で、「大学質保証フォーラム」と改称して続けている。さらに適宜、国際フォーラムも開催した（参考資料集 表4-22 pp.28-29）。

一方、機構の教職員が、海外の質保証機関等に招聘されて、わが国の質保証制度について講演した機会も多い（参考資料集 表4-23 p.30）。

質保証に従事する教職員には、専門的知識が求められる。したがって、質保証機関同士で人材育成を図ることは意義深いことである。加えて、他国での業務を体験することは、自機関での業務を振り返る貴重な機会となる。この観点から、機構は積極的に教職員交流を推し進めている。2015年に、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）のスタッフを受け入れたのを皮切り

に、現在まで、4機関との間でスタッフ交流を実施している。他機関の教職員を機構で受け入れた際には、機関別認証評価における訪問調査への同行視察を始め、機構の評価事業を多面的に体験できるように様々なプログラムを提供した。

#### 4. 共同プロジェクト

機構は、海外諸機関との共同プロジェクトも積極的に推進した。共同プロジェクトのテーマは多岐にわたっており、たとえば、マレーシア資格機構（MQA）と2014年から約3年間実施したプロジェクトでは、相互認証実現に向けて双方の制度を比較した。調査結果は、2017年に両機関の代表者による「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」に結実した。

ASEAN+3 質保証専門家会合でも、大規模な共同プロジェクトが進められた。この会合は、ASEAN+3 各国の教育省関係者の構成する「高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」の下で定期的に関催されたもので、機構の他、関連する国・地域の多くの質保証機関が参加している。2013年からこれまで4回開催され、参加機関における取組や、国際的な学生交流への対処に関する情報交換や議論を行った。これらの議論を受けて、最終回にあたる第4回会合では、「パクセー宣言」が採択された。

## 第2節 国際ネットワークへの参画

高等教育の教育研究は国境を超えて広がり、学生、教職員の国際移動も日常的になっている。質保証も例外ではなく、質保証機関には、教育研究の国際化に対応した体制と内容が求められる。この要請に対応するため、欧米やアジアでは、早くから質保証の国際的連携をネットワークに組織しようとする動きがあった。

代表的なものは、高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQAAHE、1991年設立）である。このネットワークは全世界をカバーする規模をもっており、101の国・地域の316機関が加盟している（2021年4月現在、以下同じ）。アジア太平洋地区には、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN、2003年設立）がある。同ネットワークは、アジア太平洋地域の37の国・地域の222機関を会員として擁している。米国高等教育アクレディテーション協議会国際質保証グループ（CHEA-CIQG、2012年設立）は、ワシントンD.C.（米国）に事務局があり、北米に足場をもつが世界全体にネットワークを広げており、現在、49の国・地域にある151機関が参加している。

機構の国際交流の基本方針「大学評価・学位授与機構評価事業部国際交流に関する方針」においては、質保証の国際ネットワークへの対応は重要な柱となっている。機構の方向性としては、アジアでまず足元を固め、それを基礎に世界の他地域との連携を進めることが明確に打ち出されていた（参考資料集 表4-21 p.27）。すなわち、同方針の文言によれば、「APQNの活動を中心として展開していくこととし、APQNでの中核的な役割を担うことをめざすとともに、アジア太平洋地域の代表としてINQAAHEへの活動につなげる」という戦略であった。

機構は、2005年にAPQNに加盟したが、同ネットワークの運営に積極的に参画すべく、その主要ポストに機構幹部が次々に就いた。川口昭彦理事（当時）が、理事・副会長に就任し（2007～2010年）、その後は岡本和夫理事（当時）が引き継いだ（2011～2013年）。その間、2008年にはAPQN年次総会を招致し、千葉で開催した（写真4-4 p.72）。2011年には、INQAAHEとAPQN共催の国際ワークショップ（INQAAHE-APQNグッドプラクティス・ワークショップ）を、機構がホストを務めて東京で開催した。

写真4-4 APQN総会にて挨拶する木村孟機構長（当時）（千葉、2008年2月）



このような一連の積極的な取組は、APQNからネットワークへの大きな貢献として高く評価され、2013年と2018年の2度にわたって、機構は「APQNクオリティ・アワード」を受賞した（グラフィック参照）。

INQAAHEについても、早くから積極的に参画した。2001年に加盟した後、木村孟機構長（当時）が理事に就任した（2003年）。アジアを代表する質保証機関としての存在感を発揮するという意図によるものである。また、CHEA-CIQGにも、2013年に加盟した。

ASEAN質保証ネットワーク（AQAN）も、機構の国際化にとっては欠かすことができないパートナーである。これは、ASEAN諸国の質保証関係の機関や組織が2008年に結成した地域ネットワークで、正会員としてASEAN10カ国の17質保証機関等、さらに準会員としてそれ以外の関連組織から構成されている。機構はAQANに直接は加盟していないが、日本とASEANの関係のゆえに接点が多く、これまで種々の形で連携してきた。AQANの会員機関の中には、機構と覚書を締結している機関も少なくなく、この面からも同ネットワークは、機構にとって重要な存在である。

これらの質保証ネットワークへの参加は、機構の活動の幅を国際的に広げる上で大きな役割を果たした。各ネットワークが定期的で開催する総会等は、機構の事業や日本の高等教育事情を海外に紹介し、あるいはまた他の質保証機関との共同事業について報告する上で格好の機会となった。加えて、他の参加機関と接触して意見交換し、あるいはまた種々の情報交換を行うネットワークキングの場として大きな意義があった。

### 第3節 キャンパス・アジア・モニタリング

キャンパス・アジア（CAMPUS Asia）は、日本、中国および韓国の三カ国政府が共同で大学間の質保証を伴う交流を拡大し、学生や教員の留学・移動を促進するとともに将来の東アジア地域の発展を担う人材育成に取り組む構想である。CAMPUSは、Collective Action for Mobility Program of University Studentsを略したものである。

この構想は、北京で開催された第2回日中韓サミット（2009年）に遡る。このサミットでは、質の高い大学間交流を行うために有識者会議の設置が提案された。これを受けて翌年、日中韓三カ国の政府・大学・産業界関係者による「日中韓大学間交流・連携推進会議」が発足し、キャンパス・アジアの取組が始まった。三カ国間で「日中韓の質の保証を伴った大学交流に関するガイドライン」が策定された（表4-7、参考資料集 表4-24 p.30）。

以上の準備を経て、キャンパス・アジア・パイロットプログラムが、2011年から実施された。日中韓のトライアングル交流を内容とした10プログラム（表4-8）が選ばれ、キャンパス・アジア事業の試行が始まった。これらのパイロットプログラムは、2015年までの所定の5年間に多大の成果をあげ、三カ国は事業を本格展開することで合意した。



表4-7 「日中韓の質の保証を伴った大学交流に関するガイドライン」の目的

このガイドラインは、日本、中国、韓国の大学間における質の保証を伴った交流・連携を促し、大学の国際競争力を共に向上させることを目的としている。これは、大学間交流および質保証の効果的な実施メカニズムを構築し、学生その他の関係者を保護するとともに、関連するステークホルダーが責任を実行し、連携を推進することを促すことにより、包括的な教育協力や、これら三カ国の人々の間に相互信頼志向の近隣パートナーシップに貢献することをめざすものである。

表4-8 日中韓のトライアングル交流事業の採択プログラム（2011～2015年度）

大学名	交流相手先	交流レベル	構 想 名
東京大学	北京大学（中国） ソウル大学校（韓国）	大学院	公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム
東京工業大学	清華大学（中国） 韓国科学技術院（韓国）	大学院 学部	日中韓先進科学技術大学教育環
一橋大学	北京大学（中国） ソウル大学校（韓国）	大学院	アジア・ビジネスリーダー・プログラム
政策研究大学院大学	清華大学（中国） 韓国開発研究院（韓国）	大学院	北東アジア地域における政策研究コンソーシアム
名古屋大学	中国人民大学、清華大学、 上海交通大学（中国） 成均館大学校、ソウル 大学校（韓国）	大学院 学部	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
名古屋大学、 東北大学	南京大学、上海交通大学 （中国）、ソウル大学校、 浦項工科大学校（韓国）	大学院	持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
神戸大学	復旦大学（中国） 高麗大学校（韓国）	大学院	東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム
岡山大学	吉林大学（中国） 成均館大学校（韓国）	大学院 学部	東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム
九州大学	上海交通大学（中国） 釜山大学校（韓国）	大学院	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム
立命館大学	広東外語外貿大学（中国） 東西大学校（韓国）	学部	東アジア次世代人文学リーダー養成のための、日中韓共同運営トライアングルキャンパス

キャンパス・アジアは、日中韓三カ国政府の後援する「質保証を伴った大学間交流」の枠組みであり、この事業を支援するために、日中韓それぞれの質保証機関である機構、HEEC、韓国大学教育協議会（KCUE）の三者が、「日中韓質保証機関協議会」（以下「協議会」という）を設立した。

### 1. パイロットプログラムのモニタリング

キャンパス・アジアは、単なる大学間交流ではなく、質保証を伴った豊かな内容をもつ交流をめざしたものであり、「モニタリング」は重要な作業の一つである。モニタリングの目標（表4-9 p.74）は、教育プログラムに対して通例行われる「評価」とは趣を異にしている。すなわち、教育実践の中のネガティブ面を指摘するのではなく、ポジティブな取組を取りあげて評価し、それを国内外に広めるという未来志向的取組である。

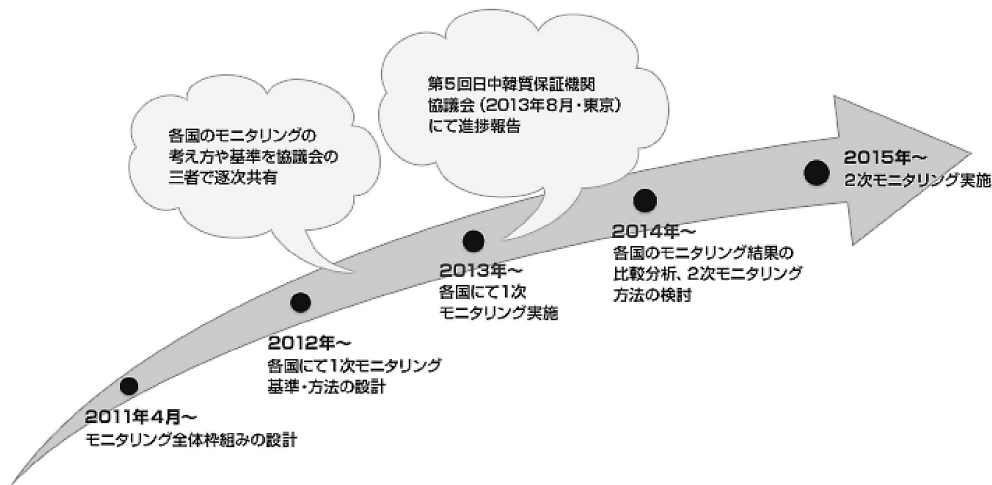
表4-9 モニタリングの目標

- 国際的な教育プログラムの質保証を試行する。
- 教育の質の観点から優良事例を抽出し、それらを国内外に広く発信していく。
- 国際的な教育プログラムの質保証に関する共同ガイドラインを作成する。

協議会では、キャンパス・アジアにおける国際教育の質保証は三カ国共通の課題であるとの共通認識に立って、パイロットプログラムに対するモニタリング活動を共同の取組として行なった。パイロットプログラム期間中（2011～2015年）モニタリングは、以下の手順で実施された（図4-2）。

- 1次モニタリング（2013年）と、2次モニタリング（2015年）の2回実施した。
- 1次モニタリングは、日中韓各国における自国の関連法規や評価制度・手法を踏まえて、日中韓各国において個別に実施した。
- 2次モニタリングは、日中韓で共通のモニタリング手法を構築し、共同で実施した。
- 2次モニタリングの経験を基に、共通のモニタリング項目や方法を「共同ガイドライン」として取りまとめた。

図4-2 パイロットプログラム期のキャンパス・アジア・モニタリングのプロセス



このように実施されたモニタリングから、機構を含めて各質保証機関は、多大の経験と知見を蓄積した。それらを踏まえて、三質保証機関はモニタリングの具体的な手法等に関して検討・協議を行った。キャンパス・アジア自体も、2016年からは本格実施段階に入った。新たに採択されたプログラムは17件（継続8件、新規9件）と、事業は著しく拡大した（参考資料集 表4-25 p.31）。三機関はモニタリングを引き続き実施することで合意し、新たなモニタリングは、「モニタリング+（プラス）」と名づけられた。2018年に行われたモニタリング+（プラス）の概要は、次の通りである。

- それまでのモニタリングの経験に立脚して作成されたガイドラインを基に、大学側の負担軽減を図るなど、モニタリング手法の改善を図る。
- 対象は、新規採択分の9プログラムとし、三質保証機関が3プログラムずつ分担して、各国において、それぞれモニタリングを実施する。これまでのモニタリングの結果、質保証機関の間で質保証の枠組みへの共通認識や相互信頼が深まったためである。

## 2. キャンパス・アジア・モニタリングの成果と発信

機構では精力的にモニタリングを実行する一方、それから得られた知見や経験を国内外の高等教育関係者に広く提供するため、種々の形で成果発信を行った。

1次、2次のモニタリング、モニタリング+（プラス）では、終了後にそれぞれ報告書を作成し、結果を総括するとともに、今後の課題を抽出してまとめた。さらに、関係者がモニタリングの成果を活用する上での便宜を考え、優良事例を整理して紹介する『質保証からみた『キャンパス・アジア』— 優良事例集』を編集し、日英両語で刊行した（2014年）。

同じく2014年には、「国際共同教育プログラムの質保証—日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」と題してシンポジウムを開催し、広く成果を発信した。

さらに、国際共同プログラムでの質保証の基準・手法等をまとめて広く提供するため、『キャンパス・アジア・モニタリング共同ガイドライン』を日英両語で刊行した（2017年）。さらに、モニタリング+（プラス）の成果を反映させて、その改訂版を2020年に刊行した。

## 第5章 高等教育資格承認情報センターの設置

アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、UNESCOの「アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の承認に関する地域条約」（1983年採択、1985年発効）が締結された。この1983年条約を改定するために、関係国閣僚級会合が東京で開催（2011年11月）され、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」が新たに採択された（表4-10）。

表4-10 東京規約の趣旨と主な概要

<p><b>趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア太平洋地域の経済的、社会的、文化的小および技術的發展と世界平和の促進</li> <li>・アジア太平洋地域の締約国において得られた高等教育資格をすべての締約国が認定し、締約国間における学術的な人の移動を促進</li> <li>・アジア太平洋地域における高等教育資格の認定に関する実務的な課題に対する解決法の模索</li> </ul>
<p><b>資格の評定に関する基本原則（第3章関係）</b></p> <p>いずれかの締約国で授与された資格の保持者は、適切な機関への要請に基づき、迅速に、資格の評定の機会を与えられるものとする。各締約国は、資格の評定および承認の手續、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保するものとする。</p>
<p><b>高等教育を受ける機会を与える資格、高等教育資格等の承認（第4～6章関係）</b></p> <p>各締約国は、実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された高等教育課程への入学志願のための資格、既修得学習および高等教育資格を承認するものとする。</p>
<p><b>評定及び承認に関する情報（第8章関係）</b></p> <p>各締約国は、それぞれの高等教育制度に関する適切な情報を提供するため、高等教育情報を提供する「国内情報センター」の設立と維持に向け適切な措置を講ずる。</p>

この改定では、より多くの国の参加をめざす観点から、旧条約において承認対象として規定されていた職業資格への言及が削除された。さらに、旧条約の目的を一層効率的に推進するために、高等教育をめぐる状況の変化を踏まえて、教育の質保証にも言及した。その上で、「実質的な相違（substantial differences）」がみられない限り、他の締約国において授与された学位等の高等



教育資格を承認するとともに、高等教育機関における入学申請や修業年限の承認時においても、相当する学修を適切に承認することが盛り込まれた。

日本政府は本規約に加盟（2017年12月）し、2018年2月に発効した。締約国は、2021年5月1日現在、オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニアの12カ国（締約順）である。

## 第1節 国内情報センター

各締約国には、高等教育資格に関する情報の提供や相談の窓口となる「国内情報センター（National Information Centre, NIC）」の設立および維持のために適切な措置を講ずることが求められている（表4-10）。そして、各国の国内情報センターによる「アジア太平洋ネットワーク」の設立を提言した。この国内情報センターは、様々な形態が考えられるが、求められている高等教育情報の提供範囲は、参考資料集 表4-26（p.32）に示した内容である。

東京規約発効に伴って、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法が改正（2019年5月24日）され、機構内に高等教育資格承認センター設置準備室が設置（6月1日）され、2019年9月1日に高等教育資格承認情報センター（National Information Center for Academic Recognition Japan, NIC-Japan）が、日本公式の国内情報センターとして開設された（図4-3）。同年9月2日には、オープニング・セレモニーが開催された。

図4-3 高等教育資格承認情報センターのシンボルマークとロゴタイプ



## 第2節 アジア太平洋国内情報センターネットワーク

NIC-Japanの目的は「日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること」であり、業務内容として、次の四項目を掲げている。

- ① 日本の高等教育制度に関する情報提供
- ② 東京規約締約国を主とした外国の教育制度に関する情報提供
- ③ 諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- ④ 各種調査研究

東京規約は、その実施を監督・促進する締約国委員会に加えて、権限のある承認当局による東京規約の実際的な実施を支持・支援する「国内情報センターのネットワーク」を設立することを定めている。これに基づき、第2回東京規約締約国委員会会合（2019年9月）において、アジア太平洋国内情報センターネットワーク（Asia-Pacific Network of National Information Centres, APNNIC）が設立され、設立宣言書の調印式が行われた。NIC-Japanは、日本の代表としてAPNNICに加盟している。

2020年11月には、東京規約締約国における資格の承認に関する、信頼できる情報を無料で提供し、学生や研究者の物理的またはバーチャルなモビリティを促進するための情報源となる

APNNICポータル (<https://apnnic.net/>) が開設された。主な内容は、東京規約およびAPNNICの概要、各締約国の教育制度（高等教育資格の概要、各種統計、高等教育質保証制度の概要、正規の高等教育機関一覧へのリンク、留学生政策の動向等を集約）、ニュースおよび行事案内、世界規約および他の地域規約の概要である。

### 第3節 今後の課題

上述のように、情報提供のツールは整備されたわけであるが、これが有効に機能するためには課題もある。国際的な学生の流動化が拡大する中で、外国の教育機関で学習した志願者の学位・学歴や成績を適切に審査・評価することが重要である。日本の大学では、志願者の合否を筆記試験等の結果に基づいて判定するのが一般的であり、外国での成績・資格の審査・評価は、個々の教職員の経験や知識に依存しているのが現状である。

欧米では、留学生や移民など外国の教育機関での学習歴をもつ外国人を多数受け入れてきた歴史的背景があり、外国の教育機関における成績や資格を評価／承認するシステム（Foreign Credential Evaluation/Recognition, FCE/FCR）が発達している。また一般的に、高等教育機関では、志願者の選抜が、入学試験ではなく、志願者の高等学校での成績、志願動機のエッセイ、推薦状などを基に判断される。このため、志願者の成績を適切に審査・評価することが志願者の合否を決定する上で、重要な要素となっている。外国人志願者（留学生）の選抜についても、それぞれの高等教育機関で学歴・学位・成績評価を行うだけでなく、外国の成績・資格評価を実施する国あるいは第三者機関からの情報を活用することが一般的に行われている。

FCE/FCRとは、外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、資格証明書などについて、その保有者を受け入れようとする国の大学あるいは外国資格評価機関において、当該国の教育制度や資格制度の下で、どの段階に対応するか、学業成績のどの評定に対応するか、あるいはどの資格と同等であるかを評価／承認することである。すなわち、外国で発行された各種証明書と当該国の制度との接続性と同等性を評価／承認するものである。当然、受理した各種証明書が真正であるか否かの審査も含まれる。

表4-11 FCE/FCRが提供する情報

<p>外国で発行された学位・卒業証明書、成績証明書、資格証明書等について、その保有者を受け入れようとする国の機関において、当該国の教育・資格制度に照らして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) どの段階にみなされるか（接続性）</li> <li>2) どの評定にみなされるか（学業成績）</li> <li>3) どの資格と同等であるか（同等性）</li> </ol> <p>を評価／承認する。</p>
--

FCE/FCRは、学術的な資格評価／承認と専門的職業の資格評価／承認の二種類に大別できる。専門的職業の資格評価／承認は、母国で取得した専門的職業の資格が受入れ国の制度と照らして同種類の職業に従事できるかどうか、あるいは受入れ国での当該資格試験の受験資格があるかどうかを判断するものである。学術的な資格評価／承認は、大学等への入学あるいは編入学の審査の際に、志願者の母国で取得した学位・卒業証明書や成績証明書が、同等の学習成果（資格）として承認できるか否かを判断するために活用される（表4-11）。もちろん、最終的には大学自身が判断を下すのではあるが、その判断を支援するための資料として提供される機能も重要である。すなわち、高等教育資格承認情報センターのデータが有効に活用されるためには、収集されたデ

ータを分析することも重要になる。

国内外の機関間の移動、国際競争、グローバルな労働市場など、国境を越えた人々の移動性が高まり、移動する人とともに、その個人が取得した学業や職業に関する資格やその証明書も移動することになる。移動先では、それらの資格や証明書が適正に評価され、受け入れられた人の能力や技能が、教育機関や雇用先で正當に取り扱われなければならない。これが、正にUNESCO地域条約の精神であり、FCE/FCRには、日本の高等教育機関で学んだ人々が、海外留学したり、海外で就職する際に、わが国の学位や資格が海外で適正に評価／承認されることを促進する機能も不可欠である。また、国内で教育・訓練を受けた者と国外で受けた者との学歴・資格を比較可能のものとし、国際的な人材の質の確保に寄与することになる。さらに、ディグリー・ミルやディプロマ・ミル、各種証明書の偽造業者がみられる現状では、FCE/FCRの必要性が高まっている。